平成２４年（フ）第２６号
青森市大字新城字山田665番地262
債務者　大泉　友里
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
青森市大字野尻字今田91番地２　第２サンハイツ青森703号
債務者　櫻田　由岐
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃37番地２
債務者　山谷　義人
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４８号
青森市大字新城字平岡109番地386
債務者　牧野　勝直
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
青森県弘前市大字自由ケ丘３丁目16番地２、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区一番町２丁目１番７―601号
債務者　高田　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第８号
神奈川県三浦市海外町８番13号
債務者　栗原　隆也
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市田戸台68番地
債務者　吉原　　敦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２２号
名古屋市天白区原１丁目204番地　ハイツ原403号
債務者　森　　由季
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
栃木県大田原市北大和久153番地81　オオノコーポ101号、前住所栃木県大田原市佐久山3140番地１
債務者　高城　聖一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１７９８５号
東京都江戸川区一之江５丁目２―13―205
債務者　齋藤　　忍（旧姓沢田・樋口）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９２号
東京都江東区辰巳１丁目２―９―1215
債務者　内田　若菜
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４０号
東京都葛飾区新宿３丁目１―11―311
債務者　阪本真喜子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４８号
東京都荒川区南千住５丁目33―７―202
債務者　小島　寛子（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０号
横浜市南区中村町５丁目316番地２　市営中村町南住宅307号
債務者　金山教廷こと　金　　教廷
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
横浜市磯子区田中２丁目24番23号　サンコーポ102号
債務者　金山敬子こと　崔　　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６号
横浜市南区大岡１丁目34番27号　ユナイトステージ大岡弐番館203号
債務者　北野三千代（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部